

広報「大崎広域」広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎地域広域行政事務組合が発行する広報「大崎広域」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 住民サービスの向上と地域経済の活性化を図るとともに、情報の共有化と自主財源の確保を図るために広報に広告を掲載する。

(基本原則)

第3条 広報に掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域の社会及び経済の健全な発展、住民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

- (1) 公正で誠実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

(広告の掲載範囲)

第4条 次に掲げる広告は広報に掲載しないものとする。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 消費者に不利益を与えるおそれのあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 選挙に係るもの
- (6) 意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業広告その他これに類するもの
- (9) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (10) 各種法令等に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれのあるもの並びに抵触のおそれのあるもの
- (11) その他広告掲載として適当でないと管理者が認めたもの

- 2 前項に定めるもののほか、広報「大崎広域」広告掲載基準を別に定める。
- 3 広報の紙面構成により、発行毎の広告掲載数はその都度制限するものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は縦4.2cm、横17.2cmとする。

- 2 広告の刷色は墨一色(グレースケール)とする。

(広告掲載料)

第6条 掲載1回あたりの広告掲載料は15,000円とする。

(広告主の資格)

第7条 広報に広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は宮城県内に住所又は事業所を有し、市町村税等を納めていなければならない。

(広告の申込み等)

第8条 広告主は、広報「大崎広域」広告掲載申込書(様式第1号)に必要書類と広告原稿を添えて、広告を掲載しようとする月の発行日2か月前から1か月前までに提出するものとする。

- 2 広告は、原稿印刷物及びデジタルデータによる入稿とし、手書き原稿による入稿及びファックスによる入稿は認めない。なお、デジタルデータ形式は大崎地域広域行政事務組合の指示による。
- 3 文字については、7ポイント以上のサイズとする。
- 4 線については、0.3ポイント以上の太さとする。
- 5 広告主は、広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、許諾を得ることとする。

(広告審査会の設置)

第9条 広告の掲載内容及び掲載の可否を審査するため、大崎地域広域行政事務組合広告審査会(以下「広告審査会」という。)を設置する。

- 2 広告審査会は、4名以内の職員をもって構成し、常勤の副管理者が主宰する。
- 3 広告審査会の構成は別表に定める。
- 4 広告審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、主宰の決するところによる。

(広告掲載の内容の承認等)

第10条 広告主は掲載しようとする広告の原稿及び当該原稿に係る資料を提出し、広告

審査会の審査を受けるものとする。ただし、広告審査会の開催が困難なとき又は主宰が広告審査会の開催を不要と判断したときは、回議により広告審査会の審査に代えることができる。

2 管理者は、広告審査会の審査結果を参考として、適当と認める広告について広報への広告掲載を承認し、広告主に対して広告掲載承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 管理者は、広告の掲載を不相当と認めたときは、広告の審査を受けた広告主に対して広告掲載承認（不承認）決定通知書により通知するものとする。

（広告掲載の優先順位の原則）

第11条 広告は、原則として掲載決定者の申込受付順に掲載するものとする。

（広告掲載に関する責任）

第12条 広告主は、法令を遵守し、法令に反する行為又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 広告主は、広報に掲載した広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任で解決しなければならない。

3 広告主は、広告を掲載する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告掲載の取消し）

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 広告主がこの要綱に違反したとき。

（2） 広告主から広告掲載の取り消しの申し出があったとき。

2 管理者は、業務の都合上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告掲載を取り消すことができる。

3 管理者は、広告の内容について、この要綱等に違反しているおそれがある旨の通報があったときは、広告主に当該広告の内容の事実確認をするものとする。

4 管理者は、前項の確認の結果、広告の内容に虚偽が明らかとなったときは、広告の掲載の取り消しなど必要な措置を講ずるものとする。

5 前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載料の納付）

第14条 広告主は、管理者が指定する期日までに、広告掲載料を全額納付しなければならない

い。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第 15 条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったときは、この限りでない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 9 日から施行する。

別表（第9条関係）

| 所 属 | 職 名 |
|---------|---------|
| | 常勤の副管理者 |
| 事務局総務課 | 総務課長 |
| 事務局業務課 | 業務課長 |
| 消防本部総務課 | 総務課長 |

様式第1号

広報「大崎広域」広告掲載申込書

年 月 日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 様

申請者氏名または名称

印

住所

代表者職氏名

電話番号

広報紙に広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

なお、広報「大崎広域」広告掲載取扱要綱及び広報「大崎広域」広告掲載基準を遵守いたしますことを宣誓します。

(1) 本申請の窓口となる担当者

| | | | |
|--------------|--|---------------|--|
| 所属 | | 電話番号 | |
| 職氏名 | | ファックス 番号 | |
| 書類等 送付先住所 | | 電子メール アドレス | |

(2) 掲載希望発行号 (☑マークを記載してください。)

| | | | |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 5月号 | <input type="checkbox"/> 7月号 | <input type="checkbox"/> 10月号 | <input type="checkbox"/> 1月号 |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|

※1年間の掲載を希望する場合は、全項目に☑マークを記載してください。

様式第2号

広告掲載承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

大崎地域広域行政事務組合
管理者

年 月 日付けで申し込みのあった広報紙への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載を（ 承認 ・ 不承認 ）する

広告掲載号
第 号（ 年 月 日）

広告掲載料の納付

年 月 日 までに、同封の納入通知書により、指定の場所
でお支払いください。